

令和5年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和6年3月26日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 16時09分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹觜 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 豎月 基	
庶務課庶務係長・課長補佐 葛山 久志	教職員人事課課長補佐 石田 隆由
文化財課長 竹下 研	教育政策室担当係長 寺島 志保
青少年科学館長 久保 慎太郎	健康給食推進室担当課長 小田 貴子
教育政策室担当課長 五十嵐 浩	カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲
教育政策室指導主事 鈴木 政康	カリキュラムセンター指導主事 野口 裕子
日本民家園長 澁谷 卓男	支援教育課長 末木 琢郎
文化財課課長補佐 小柳津 貴子	支援教育課担当課長 板橋 美由紀
庶務課担当係長 桐生 真由美	支援教育課指導主事 和田 俊雄
教職員人事課担当課長 小林 格	
調査・委員会担当係長 高木 直子	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 森川 多供子	委員 野村 浩子
-----------	----------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配付のとおりでございますが、議案第55号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、議案第55号は、非公開とすることに決定いたしました。
なお、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と野村委員をお願いいたします。

7 報告事項

報告事項No. 1 令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

それでは、まず報告事項に入ります。

報告事項No. 1「令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 1「令和5年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」、御説明申し上げます。

お手元のタブレット端末のファイルナンバー01-1、報告事項No. 1を御覧ください。

採用選考の実施につきましては、昨年12月26日に開催されました教育委員会定例会にて御報告をしたところでございますが、その結果について御報告をいたします。

選考区分は、天文で、募集人数1名に対しまして8名の応募がありました。合格者を1名といたしました。

結果につきましては、本年2月19日に合格者に対して通知をしております。

合格者は、本年4月1日に採用され、川崎市青少年科学館に配属される予定でございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 令和5年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「令和5年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、引き続き、報告事項No. 2「令和5年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」、御説明を申し上げます。

お手元のタブレット端末のファイルナンバー02-1、報告事項No. 2を御覧ください。

採用選考の実施につきましては、報告事項No. 1と同様に、昨年12月26日に開催されました教育委員会定例会において御報告をしたところでございますが、その結果について御報告をいたします。

まず、選考区分、埋蔵文化財Aにつきましては、募集人数1名に対しまして2名の応募があり、合格者を1名といたしました。

次に、選考区分、埋蔵文化財Bにつきましては、募集人数2名に対しまして3名の応募があり、合格者を2名といたしました。

結果につきましては、本年2月26日に合格者に対して通知をしております。

合格者は、本年4月1日に採用されまして、生涯学習部文化財課に配属される予定でございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御意見、御質問等がございますでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 請願第2号の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「請願第2号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、教育委員会宛ての請願を受け付けましたので御報告いたします。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「2024年度の教科用図書の採択は、2025年度より川崎市立中学校で使用される教科用図書の調査研究および採択の協議が行われることを踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に即したのものになるよう請願を提出いたします。」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今、報告がありました、請願第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということとよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということとかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項No. 4 陳情第9号の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 4「陳情第9号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので御報告いたします。

ファイルナンバー04、報告事項No. 4のファイルをお開きいただき、1ページを御覧くだ

さい。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、陳情の趣旨は、「2024年度の中学校教科書採択に向けて、採択要綱の作成に取り組まれていることと存じます。つきましては、採択過程の改善について陳情いたします。」とするものでございます。

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今、報告がありました陳情第9号の取扱いについてですが、陳情者が神奈川県外の法人であることから、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」別表9の項、「請願者等が県外のもの」に該当いたしますので、これは審議を行わないということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項No. 5 学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 5「学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【五十嵐教育政策室担当課長】

それでは、報告事項No. 5「学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命について」、御報告をいたしますので、ファイルナンバー05-1、報告事項No. 5のファイルを御覧ください。

初めに、1、今年度、新たに設置した「学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命」について御説明いたします。

今年度の学校運営協議会の設置につきましては、小学校31校、中学校12校、高等学校1校の計44校となります。学校運営協議会委員の委嘱・任命につきましては、合計590名となっております。

(1)の小田小学校の学校運営協議会を例としますと、設置日、令和5年6月16日、委員数、16名、委員の内訳や任期は御覧のとおりとなっております。

(2)以降6ページまで進めていきまして、(31)の片平小学校までが小学校の設置校でございます。その下の(32)川中島中学校から、8ページにお移りいただきまして、(43)の菅中学校までが中学校の設置校でございます。その下の(44)の橘高等学校が高等学校の設置校で

ございます。

根拠法令等は2に示してあるとおりでございますが、資料1として別ファイルを添付しております。また、資料2として各校の学校運営協議会の設置申請理由の要旨と学校運営協議会委員名簿を添付しておりますので、後程御覧ください。

9ページを御覧ください。表にありますように、平成18年度の4校設置を皮切りに、10ページに移っていただきまして、令和5年度の44校の設置まで、現在の合計は92校となっております。

今後の予定でございますが、その下の学校運営協議会の設置目標を御覧ください。令和6年度に136校に設置し、令和7年度末には全校に設置する予定でございます。

報告は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 「川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「川崎市立日本民家園運営基本方針の策定について」の説明を、日本民家園長、お願いいたします。

【澁谷日本民家園長】

報告事項No. 6「川崎市立日本民家園運営基本方針の策定について」、御説明いたします。

資料はファイルナンバー06-1、報告事項No. 6が本編でございますが、概要版により御説明させていただきますので、ファイルナンバー06-2を御覧ください。

1ページを御覧ください。左上「1 策定の目的」でございますが、日本民家園は昭和42年に開園しましたが、将来にわたる運営の考え方を示すため「川崎市立日本民家園運営基本方針」を策定するものでございます。

「2 策定の背景」でございますが、2つの法律を背景としております。一つは博物館法でございますが、同法が令和4年に一部改正され、既に登録博物館となっている日本民家園も再登録が必要となりました。登録に当たっては運営の基本的方針を示した書類の添付が求められることになり、民家園方針の策定が不可欠となりました。

もう一つは、文化財保護法でございますが、同法が平成30年に一部改正されたことに合わせ、本市では令和6年3月に「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定しており、民家園方針はこれと整合を図りながら策定するものでございます。

「3 施設の概要」でございますが、日本民家園は約3万平米の敷地に25の文化財建造物を展示・公開しており、一般の博物館では体感できない環境の中で行う多彩な催しが特色でございます。

右上にまいりまして、「4 目指す博物館像と基本方針」でございますが、「(1) 目指す博物館

像」として、「伝える博物館」、「安全・安心な博物館」、「人の中心にある博物館」の3つを掲げております。

次に、「(2) 基本方針」でございますが、これらの博物館像を統合する基本方針として「日本のふるさとを未来へ伝える」を掲げております。伝統的な暮らしになじみのない世代や外国人利用者が増えつつある今、日本民家園は、我が国の伝統的生活文化を体感できる場、すなわち「日本のふるさと」を伝える場として、新たな価値を持ち始めていることを強く意識したものでございます。

2 ページを御覧ください。「5 活動方針」でございますが、基本方針実現のため、目指す博物館像に基づき、活動方針を定めております。例といたしまして、関連事業の写真を掲載しておりますので、そちらも含めて御説明させていただきます。

「(1) 伝える博物館」では「ア 収集・保存」として、定期的な屋根のふき替え等による文化財建造物の継続的維持など、「イ 調査・研究」として、古文書の整理等、古民家の建築や民俗に関する調査研究など、「ウ 展示・教育普及」として、井戸汲み等、体験を重視した教育普及活動などを実施してまいります。

「(2) 安全・安心な博物館」では、「ア 防災」として、耐震補強や防火体制の強化などを、「イ 園内整備」として、園路の見直し、スロープの設置によるバリアフリー化など、「ウ 植栽・植生管理」として、安全のための倒木対策、展示や観光資源としての植生管理などを実施してまいります。

右上にまいりまして、「(3) 人の中心にある博物館」では、「ア 運営」として、指定管理者との協働による運営や、ボランティア等との協働など、「イ 事業連携」として、生田緑地各施設との連携や富山県の五箇山等、古民家の旧所在地との連携など、「ウ 広報」として、観光の拠点化に向けた広報、伝統的建築技術や持続可能な暮らしについての情報発信などを実施してまいります。

次に、「6 進行管理と評価」でございますが、博物館法に基づき、川崎市社会教育委員会議の日本民家園専門部会による外部評価と、「川崎市総合計画」、「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」への位置付けによる進行管理と評価を引き続き実施してまいります。

なお、ファイルナンバー06-1に民家園方針の本編を添付しておりますので、後程御参照ください。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御意見、御質問等ございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

日本民家園は、私、子どものときから何度も行っている施設です。でも、私が子どものときから見ているのでかなり古いと思うんですね。昔のものを移築してきて、そこで建てていてという御説明を子どものときに聞いたのですけれども、一つ気になるのは、今、地震とか多いものですから、民家園はそれほどスタッフの数も多くはないと思うのですけれども、遠足とか、体験学習

とか子どもたちの利用が多いのですけれども、利用の前に先生とか、いろいろな方に、もしものときはここにとか、そういった御案内とかはどのぐらいするのでしょうか。

【澁谷日本民家園長】

御質問ありがとうございました。民家園では、学校に対しては地震が起こったときにはこうしてくださいという注意事項をあらかじめ配付してございます。それから、各民家について、地震が起こった場合はこのように行動してくださいという案内標識も出してございます。

以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

石井委員。

【石井委員】

すみません。1ページ目の4の(1)です。伝える博物館として外国人にも理解しやすい展示、普及活動を実施しますというふうなことが書かれておまして、僕も何回も外国人をこちらにアテンドして一緒に行ったこともあって、非常に興味深いところであるということで、とても好評だったんですね。ここにも書かれているとおり、興味を引くためには、広報であるとか、いろいろな働きかけが必要だと思います。ぜひ在京の各国の大使館等にも、働きかけをして、パンフレットを置くとか、その会員に実際に見にきてもらう。そこからまたそれぞれの国の観光社であるとか、日本に在住の国々の人にも伝えてもらうなどの積極的な普及活動というのは非常に大切かなと思いますので、今後そういった点も考慮しながら、ぜひ積極的に普及活動に努めていっていただければなというふうに感じます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今の御意見についてはいかがでしょうか。

【澁谷日本民家園長】

御意見ありがとうございました。日本民家園では、過去にスウェーデン大使館に働きかけて情報をいろいろ求めたことがございます。なぜそういう大使館に行くかといいますと、スウェーデンに世界初の野外博物館のスカンセンという有名な施設がございまして、そういう面でスウェーデン大使館に働きかけを行いました。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

では、また今の御意見を受けて、また可能ないろいろな働きかけをお願いできればと思います。

続いて、野村委員どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

先ほどの森川委員の安全に関する質問に関連していたのですけれども、緊急時にはこういったところに逃げてくださいというようなガイドがあるということは、逆に言いますと、ここには危険だというような場所があるということなのではないでしょうか。古い建物ほど逆に揺れに強いという考え方もありますが、古いからこそその心配が保護者としてありますので、子どもが見学中に本当に直ちに逃げなければ危ないような施設があると心配ですので、そのあたりもう少し詳しく伺えますか。

【澁谷日本民家園長】

御質問ありがとうございます。民家園では全25建物がございまして、そのうち19棟が耐震補強の対象になっております。なぜ19かと申しますと、お客様の入らない小さな建物を除いて19棟ということでございまして、現在、逐次、耐震補強工事を進めておまして、今のところ4棟が完了しております。今後も逐次、着実に耐震補強工事を進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

【竹下文化財課長】

補足をさせていただきますと、まず昔の民家の安全性なんですけれども、今の建築基準法に基づいた形になっていないので、具体的に言いますと、例えば柱が礎石の上に載っているとか、そういったことであると、やはり建物の柔軟性があっても、反対に地震があったときに弱いとか、いろんな部分があるので、そういうところで、先程申し上げた25棟あるうちの対象19棟の中で、特に構造上危ないところから順次に補強しているという状況でございまして、

以上です。

【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいですか。どうぞ続けて。

【野村委員】

ありがとうございます。ということは、子どもたちに案内する建物は、耐震の補強を完了しているようなところを優先的に見せているということでしょうか。

【澁谷日本民家園長】

御質問ありがとうございます。お子さんの利用が多い建物の理由がございまして、土間が広くて、体験学習しやすい家です。このうちにつきましては、優先順位を上げまして、もう既に耐震補強が完了しております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。これ以前あれでしたっけね、中間段階で御説明いただいて、私が里山のことについて、今はもっと再生していく必要があるというふうに申し上げたのはこの民家園でしたっけ。

【竹下文化財課長】

先日、決定をいただいた文化財保存活用地域計画でございます。

【田中教育長職務代理者】

そうでしたね。すみません、失礼しました。

実は今拝見しまして、この概要版には現れていないんですけども、本体のほうを拝見すると、11ページの植栽・植生管理のところ、生田緑地本来の植生を守って里山の再生に貢献していますというふうに書かれていて、これはすばらしい表現だと思いました。やはり今の里山空間は、以前と違ってまきや炭にしないものですから大木化して、全然風景も自然も変わってきているので、できればやっぱり昔の暮らしを子どもたちにも味わってもらおうということであれば、周りがある里山空間もやはり昔のような状態にある程度戻していくということが非常に重要なことになってくると思いますし、これは教育委員会だけではできなくて、環境局との連携が必要になってくるので、やはり博物館というのは種類によってはほかの一般行政のいろんな部局とも関係しながらやっていく、整備をしていくものだと思うんですね。そういう点ではここで非常にいい記述をいただいていますので、ぜひとも環境局とも連携しながら、里山の再生に民家園の側面から取り組むということがあり、とてもありがたいなと思いました。ありがとうございます。

もしできれば、概要版のほうは、括弧ア、イ、ウのところが出ていますので、この前書きの内容が全然現れていないんですね。概要版にもちょっと何かどこかにこういう里山再生が載っているとありがたいなと思いましたが、それは可能な範囲でということで、できればというぐらいいとどめたいと思います。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

環境局という田中委員のお話でしたけど、建設緑政局のほうが中心ですか、どちらになりますか。

【澁谷日本民家園長】

民家園は生田緑地という大きな囲いの中にございまして、生田緑地自身は建設緑政局の整備事務所で管轄をしております。そこと連携を取りながら、民家園では植生・植栽管理もやっております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

8 議事事項 I

議案第47号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第47号「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第47号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー07、議案第47号の4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第3条の改正でございますが、学校教育部指導課について、指導事務係の係制を廃止し、担当制に移行するものでございます。

続いて、6ページにまたがる第4条の改正でございますが、職員部及び学校教育部の事務分掌について、項目を追加するものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第47号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

説明ありがとうございます。ちょっと分からないところがあって教えていただきたいのですが、職務部のところに追加したところで、ちょうど6ページだと思うんですけども、教職員の服務監査及び相談に関すること、もう少し内容について教えていただけるとありがたいです。お願いします。

【小田嶋教育長】

では、庶務課長のほうから説明いたします。

【鷹嘴庶務課長】

御質問ありがとうございます。職員部のこちらの部分につきましては、昨今、議会等でも議論がございました、職員のハラスメント等に関する相談窓口という形の意味で職員部付けで相談窓口を設置したものとなっております。これに関する相談という形になっています、予防的な部分と相談を受ける窓口を部付けで設置したという形になります。部付けに設置したというところで、教職員の先生方が相談するに当たって、教職員人事課内で今までは受けておったんですが、その部分と、独立性といいますか、一旦、部として組織の違うところに設置することによって相談しやすい窓口を設置したという形で設けさせていただいたものでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【芳川委員】

はい。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第47号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第48号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第48号「川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第49号「川崎市立学校の教職員

の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございますが、これらはいずれも川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴い、所要の整備を行うための議案となりますので、一括して審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

異議なしとして一括して審議いたします。

では、これらの議案の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第48号及び議案第49号につきまして、御説明申し上げます。これらの議案につきましては、いずれも川崎市立看護短期大学の廃止に伴うものでございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第48号について御説明いたしますので、ファイルナンバー08、議案第48号をお開きください。

初めに、3ページを御覧ください。制定理由でございますが、「川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条の改正でございますが、この規則の対象である川崎市立学校から、川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学を除いている箇所について、廃止される川崎市立看護短期大学を削るものでございます。

続きまして、議案第49号について御説明いたしますので、ファイルナンバー09、議案第49号をお開きください。

先に3ページをお開きください。制定理由でございますが、川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものでございます。

改正内容は、議案第48号とほぼ同じでございます。

なお、両議案とも、附則において施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第48号及び議案第49号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見、御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては1件ずつ行います。

まず、議案第48号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第50号 川崎市学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第50号「川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第50号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の訓令改正の概要につきまして、教職員人事課担当課長から御説明申し上げます。

【小林教職員人事課担当課長】

それでは、「議案第50号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明いたしますので、ファイルナンバー10-2、議案第50号の資料を御覧ください。

初めに、「1 趣旨」でございますが、教職員の人事評価の最終評価を教育次長が行うこととする等のため、人事評価における最終評価の確認者を定める等の改正を行うものでございます。

次に、「2 改正の概要」でございますが、(1)は、これまで市立学校等に勤務する会計年度任用教職員の評価については、観察指導者である校長が行う絶対評価としての最終評価を教職員人事課長が処理責任者として確定させていたところ、勤勉手当の支給及び成績率の導入に伴い、処理責任者に代えて相対評価としての最終評価を行う確認者を定めるもの、また、この確認者については、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程に基づく取扱いに準じて、常勤の教職員とともに教育次長とするものでございます。

(2)は、人事評価に用いる自己観察記録及び観察指導記録については、川崎市立学校教職員人事評価実施要領で定めることとするもの、(3)は、その他、教職員人事評価システムの運用に伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、「3 施行期日」でございますが、令和6年4月1日とするものでございます。

教職員人事課からの説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー10-1、議案第50号の4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、教職員の人事評価の最終評価を教育次長が行うこととする等のため、この訓令を制定するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条及び第3条の改正でございますが、用語の整備を行うものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。第5条の改正でございますが、会計年度任用教職員を含め教職員の人事評価の最終評価を教育次長が行うこととするとともに、会計年度任用教職員の例外を定めていた、ただし書を削るものでございます。

次に、7ページにまたがる第6条の改正でございますが、市長部局の訓令や教育委員会における教職員以外の職員に適用される訓令と同様に、人事評価に係る手続の電子化を行うため、規定を整備するとともに訓令から様式を削るものでございます。

次に、第7条及び第8条の改正でございますが、第2条及び第3条の改正と同様に用語の整理を行うものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。第9条の改正でございますが、会計年度任用教職員の人事評価に係る処理責任者の規定を削るものでございます。

次に、第10条の改正でございますが、第9条と同様に処理責任者の規定を削るとともに、人事評価に係る確認者を明確にするものでございます。

なお、9ページから47ページまでは、全て様式を削るものでございます。

また、附則において、この訓令の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第50号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見等はございますでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

すみません、御説明ありがとうございました。よく分からなくて質問させていただきたいのですが、この同一にするというところはとても分かりましたけれども、教育長が確認者から教育次長に代わる理由などもしあれば、ちょっと見通せていなくて申し訳ないんですが、教えていただければと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【石田教職員人事課課長補佐】

今回、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率の導入が始まるわけなんですけれども、最終評価の相対化を行うことから、確認者は教育次長としました。事務局職員と高校の事務職員、それか

ら市立学校の業務職員、用務員、調理員ですけれども、こちらの方々は教育委員会の庶務課所管の方の規程、訓令、こちらにおいて教育次長を確認者としていること、これに準じて今回の規程についても教育次長を確認者とする事といたしました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【芳川委員】

申し訳ないです。すみません。理解力がなくて申し訳ないんですけど、今の説明を聞いてみますと、勤勉手当が関係していて、その関連で、会計年度任用ですので、そこで教育次長に代わったというふうにしか聞き取れていなくて申し訳ないんですけど。ごめんなさい、もう少し説明していただけるとありがたいんですが。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【石田教職員人事課課長補佐】

規程の全体の形として、規程について、仕組みについては教育長が定めるものとしていまして、実務については教育次長が整理をして行っていて、先ほどちょっと説明が、すみません、足りなかった、業務職員の方々が教育次長の方が確認者として行っていた部分がありまして、ここを全体的に整理して教育次長に整理したというところになります。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【芳川委員】

すみません。例に従ってという言葉だけがちょっと出てきていて、やっぱり分からなくて、私も実は大学で部長として働いたことがありまして、職員を80人の評価をやったことがありますけれども、そのときは次長が確認をしていて、最終的に部長がそれについて最後にいわゆる確認判を押して、全般的に、つまり2段階で取っていた経緯があるんです。そうすると、今回もそのような形になるのか、教育長の役割がどういう感じになるのかよく分からなくて、そこで質問させていただいたんですが、すみません、理解が悪くて、お願いします。

【小田嶋教育長】

では、職員部長から説明してください。

【北川職員部長】

職員部長の北川でございます。

人事評価の仕組みについては、一義的には芳川委員がおっしゃったとおり、通例として一次評価者、二次評価者、それから最終確認者、最終評価を行う確認者が定められています。学校にお

いては、一次評価者が教頭でございまして、二次評価者が学校長、基本的には評価は校長が担っております。最終的に相対評価を行う際に、全員の評価を順位付けをする必要があるので、順位付けをして5段階に評価を区分する役割が確認者である教育長というのがあると思います。教育委員会の中では、人事評価の規程が2つあるのですね。いわゆる市立学校における教職員の評価を行う規程と、それから事務局職員などを対象とした規程の2種類、これはもともと県費の教職員の規程から流れてきている市立学校向けの規程と。だから元の形による規程が2つある中で、今回改正しようとしている規程の中では、教育長が確認する、全体的に定められていまして、今回、会計年度を含めた確認者を定めるのに当たり、2種類の規程の中で教育長が確認する場合と、教育次長が確認する場合とで、素直にやれば2通りのやり方が出るという中で、ここの場面は一緒、ここは違うとか、という部分の説明が今後必要かもしれないということで、どちらかに合わせようという検討をした結果、今回、教育次長に、これは市長事務局などの取扱いと合わせて局長級が最初から実施しているケースがありましたので、それに倣って事務局のトップである教育次長が確認をするという整理をさせていただいたということでもあります。

以上でございます。

【芳川委員】

そういう意味ですね、分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

全庁的な方法で、局長が最終確認しているというところに、教育委員会事務局としても合わせたと御理解をいただけるといいかなと思います。

【芳川委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

もう一つ、芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

申し訳ないです。すみません、質問が多くて申し訳ありません。

資料を見ていると、評価する内容なんですが、別に定めると。教育長が自己観察記録の部分を使わずにして、削除して定めるという形になっているのですが、その資料が見当たらずに、これから評価基準だとか、あるいは中身が出てくるというふうに考えてよろしいですか。お願いします。

【石田教職員人事課課長補佐】

この規程の下に、職員もそうなんですけれども、要綱というのが定められています。今回、要綱は議題に係る内容ではないので、別にうちの場合は教育長が定めるということで、そういった

もともと要領をうちの中では定めています。要領の中では規定、様式とか、その辺を新たにこちらにもう一度定めるという形にしています。

【芳川委員】

はい。ということは出していないんですけども、その要綱の部分はもともとあって、これからも変わることはないというふうに考えていいですか。削除された事項、記録、自己観察ですか、記録用紙だけが削除されて、そのほか教育長が別に定めるところは、中身に変更はないというふうに考えてよろしいですか。

【石田教職員人事課課長補佐】

要領のほうの改正が今回相対化の話もあるので、その辺の改正は一部入ってきますけれども、あと様式も基本的には同じものを使うというイメージでいます。ただ、一部そのほかの関係で見直さなければいけない書式の部分は出てくるかとは思いますが、そこはその他のところをちょっと改正をいたします。

【芳川委員】

分かりました。そこに教育長が別に定めるところを私が記憶の間違いがなければ線が引いてありましたので、そこにも何か引っ張られちゃったなというふうにちょっと間違っ、すみませんでした。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかはよろしいでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

すみません。よく分からないので私も教えていただきたいのですが、この案件と、先程の指導に関するハラスメントに関する部署が独立して対応を行おうと思っているというお話と、例えばそういったことをハラスメント窓口に訴えがあった内容とかも管理されるというか、そういったのが要綱とかに定められるのでしょうか。

【石田教職員人事課課長補佐】

今回の人事評価の関係については、ハラスメント関係自体、ここには定める予定はございません。

【森川委員】

ありがとうございます。では、この評価が学校内の教頭先生、校長先生がほとんど判定されているという形なので、万々が一校内でのトラブルがあって、訴えがあった場合のその判定が少し私は気になるので、今、質問させていただいたのですけれども。

【小田嶋教育長】

では、職員部長から。

【森川委員】

ごめんなさい。分からなくてすみません。

【北川職員部長】

職員部長の北川です。

組織改正のほうで予防監察・相談調整担当というのができたケースと、今回の人事評価の規程の改正の経緯は、またこれは別のものであります。今、委員から御質問をいただいたような、仮にハラスメント相談をしたときに、それが校長なり教頭なりだけがハラスメントに対する相談みたいな形があったときに、人事評価に影響があるかということ、ハラスメントの要綱の中で、相談をしたことをもって不利益な取扱いをしてはならないということが定められていますので、相談をしたことそのもので評価が下がるとかということはないというふうに考えております。それで御質問の答えとしてよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【森川委員】

はい。分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

では、野村委員。

【野村委員】

今の森川委員の質問の関連なんですけれども、心配を言うともう一つあって、現場でハラスメントが起きていて、その現場での評価の責任が校長先生にあって、例えば校長先生と先生との間でハラスメントが起きていた場合、相談したことは不利益にならないかもしれないけれども、校長先生がそのハラスメントを行っている教員に対しての評価も私的な感情で、多少操作ができる立場の人もあると思うんですね、悪く受け取れば。それでもしその先生が先程の議題にもあったように、相談を行った場合に、じゃあこの校長先生とこの先生との間にトラブルがあるならば、この校長先生がつけた評価というのは本当に正しい目で見ているのかなというところをちょっと、何というんですかね、多角的な視点というか、もう少し丁寧に見た上で最終的に判を押す次長によってその辺りを調整されるというようなことはないのかなというところが私は心配なんです、いかがでしょうか。

【石田教職員人事課課長補佐】

要領の中に評価の職務的水準というか、評価基準というのを設けていますので、それに基づいてきちんと評価されているのかというのは見ていただけるのではないかなと思います、その場合は。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【野村委員】

そうした場合、自分の上司に当たる校長先生が自分に対してどういう評価をつけているのかというのは、自分で確認することができるのですか。

【石田教職員人事課課長補佐】

最終的に評価はA、B、Cとか入っていくわけですがけれども、それを本人に2月、3月に一度お渡しします。そこで評価の結果が分かりますので、それについて例えば苦情の申立てがあれば苦情申立ての制度で申立ていただく。で、私たちが確認というか、というものを一応行っています。

【野村委員】

はい。分かりました。

【小田嶋教育長】

そういう疑義があるときには苦情申立ての制度がきちんとありますので、それを機能させていくということになるのかなと思います。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、議案第50号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第51号 通学区域の一部変更について

【小田嶋教育長】

次に、議案第51号「通学区域の一部変更について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【豎月教育政策室担当課長】

それでは、議案第51号「通学区域の一部変更について」、御説明いたします。

ファイルナンバー11-1、議案第51号のファイルを御覧ください。

初めに、「1 変更内容」でございますが、高津区下作延五丁目1575番1他の一部について、指定校を下作延小学校から久地小学校に変更するものでございます。

次に、「2 変更対象地区の状況」と「3 変更の理由」でございますが、ファイルナンバー11-2、議案第51号資料の通学区域図で御説明いたしますので、ファイルをお開きください。

図では、青塗りと青線が小学校等の通学区域、赤塗りと赤線が中学校とその通学区域を示しております。なお、小学校と中学校の線が重なっているところは、紫色で表示されております。

まず、変更対象地区の状況でございますが、資料の上部左の黄緑色の箇所共同住宅の建設を含む開発が計画されており、その中の点線で囲んでいる2か所のオレンジ色の部分が、今回の変更対象地区でございます。共同住宅Ⅰに119戸、共同住宅Ⅱに232戸、合計351戸のファミリータイプの共同住宅が令和8年3月頃に完成する予定とされております。

次に、変更の理由でございますが、今後、当該計画による大規模な共同住宅の建設に伴い多くの児童の増加が見込まれ、資料の中央にある現在の指定校の下作延小学校では、現在、保有する教室をほぼ全て使用しており、教室不足が生じる見込みですが、同校において校舎増築を行いますと、校庭の狭あい化など教育環境への影響が大きいことが見込まれます。

一方、資料の上部中央にある久地小学校は、近年、児童数・学級数が減少傾向にあり、変更対象地区から通学する児童を受け入れられることや、変更対象地区との距離が下作延小学校と同程度であり、児童の通学に係る負担の差が少ないと見込まれることから、変更後も良好な教育環境を確保できるものと考えております。

なお、中学校区につきましては、西高津中学校で受入れが可能と見込まれるため、変更はいたしません。

また、変更対象地区は、新たに開発される住宅のため、現在居住者がいないことや、通学区域の境界付近にあることなど、地域への影響は少ないと考えられます。

ファイルナンバー11-1、議案第51号のファイルにお戻りください。

次に、「4 施行日」でございますが、本日議決をいただきましたら、議決の日をもって施行し、保護者や地域の方々等へ周知してまいります。

最後に、「5 その他」でございますが、これまでの間、当該通学区域の一部変更について、関係する下作延小学校、久地小学校や、高津区役所及び地域の関係する方へ御説明し、御意見等を伺ってまいりましたが、通学区域を変更することについて、反対等の御意見はございませんでした。

最後に、学校規模の推移については、ファイルナンバー11-3、議案第51号参考資料に記載しておりますので御参照ください。

説明は、以上でございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見等はございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。私の住んでいる地域でも同じようなことが起こりまして、350世

帯のマンションの受入先を調整、探して、私の関わっていた小学校に来たんですけども、先の地図を見るとやはり同じことが起きているなと思ったのですが、太い幹線道路を渡ることになると思うんですね、そこでお住まいのお子さんたちが。新しいマンションができると常になのですが、未就学児を持った方たちが入居してくることが非常に多いので、新1年生のしっかりと時間をかけてというふうになるので、その辺の配慮のほうを、仕方がないことなんですけども、その辺の配慮のほうを踏まえて地域の方に御説明等をしていただけたらありがたいなと思います。

【堅月教育政策室担当課長】

ありがとうございます。私どもも同じ課題感を持っておりまして、学校への説明、また地域への説明のときにも、変更後の通学路についての御心配、御懸念の声が出ておりました。教育委員会としましても、もともと通学路の検討会議を設けておりまして、その枠組み、つまり区役所で言えば道路公園センターだとか地域安全部門、また警察であったりとか、小学校の校長先生、そういった方々が参加している検討会議がございますので、そういった場を活用しながら新たな通学区域と久地小学校の間での通学路の設定について検討してまいりまして、必要に応じて対応をしていくということを考えております。

以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第51号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第52号 川崎市教職員育成指標の一部改正について

【小田嶋教育長】

次に、議案第52号「川崎市教職員育成指標の一部改正について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【小林教職員人事課担当課長】

それでは、議案第52号「川崎市教職員育成指標の一部改正について」、御説明いたします。

初めに、ファイルナンバー12-3、議案第52号資料2のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

1の「教員育成指標について」でございます。教員育成指標は、教育公務員特例法第22条の3の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、公立小学校等の校長及び教員の任命権者が文部科学省の定める「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標として定めたものでございます。

2の「川崎市教職員育成指標について」でございます。本市の育成指標においては、その対象として教員のほか学校栄養職員を含むため、名称を「川崎市教職員育成指標」とし、教職員の経験や職責等に応じて向上を図るべき資質・能力を示すことで、それぞれの教職員が自ら目標を定め、自ら学び続けるための目安としています。

2ページを御覧ください。

ただ今説明しました川崎市教職員育成指標の指標に示されている資質・能力につきまして、図でお示しいたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。

3の「改正の内容」についてでございます。令和4年8月31日付けの文部科学省の「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」において示された教員に共通的に求められる資質の具体的内容や、文部科学省が設置した「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」における議論の取りまとめにおいて示された養護教諭及び栄養教諭に求められる役割の内容等を踏まえまして、養護教諭及び学校栄養職員・栄養教諭の指標について、次のとおり一部改正を行うものです。

(1) 養護教諭のステージⅠ～Ⅲ及びステージ0では、ア「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」に関する内容の追加をし、イ、「健康相談」の項目名などを「健康相談及び保健指導」といたします。

(2) 学校栄養職員・栄養教諭のステージⅠ～Ⅲ及びステージ0では、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」に関する内容を追加いたします。

また、(3)といたしまして、「その他所要の整備」を行います。

4の「川崎市教員等育成協議会について」でございます。

教育公務員特例法に「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、またはこれを変更しようとするときは、第22条の7第1項に規定する協議会において協議する」とされていることから、令和5年11月16日に「川崎市教員等育成協議会」を開催し、改正案の検討及び教職員の資質能力に関すること等について協議を行いました。

次に、改正内容について御説明いたしますので、ファイルナンバー12-1、議案第52号のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

以下、項目や文言等、内容の一部修正を加えました箇所は、赤字で示しております。

これまでの育成指標では、養護教諭の職務として、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進める」ことが示されていることから、表の左側に記載のとおりその項目を「保健管理」、「保健教育」、「健康相談」、「保健室経営」、「保健組織活動」等で

示しておりますが、そのうち、3段目の「健康相談」につきまして、「健康相談及び保健指導」に修正いたしました。

また、7段目「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」では、ステージⅠより「子どもの特性等を理解し、それに応じた指導内容や指導方法を身につけるとともに教職員・保護者と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を実践する。」、8段目「ICTや情報・教育データの利活用」では、ステージⅠより「GIGA端末等ICT機器の基本操作及び保健管理や保健教育における活用方法を習得し、ICTを活用した子どもの健康状態の把握や保健指導に生かす。」、「教育の情報化についての内容及び校内での推進体制を理解し、学校保健業務でICTやデータを積極的に活用する。」の内容を加えております。そして、それに基づき、ステージⅡ、ステージⅢと段階的に示しております。

続きまして、3ページを御覧ください。「学校栄養職員・栄養教諭としての専門的資質・能力の指標」について、御説明をいたします。

ステージⅠにつきましては、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」の項目で、「教職員と連携し、子どもの実態把握に努め、食物アレルギー、偏食、肥満・やせ等特別な配慮や支援を必要とする子どもへの相談指導を行う。」、「ICTや情報・教育データの利活用」の項目では、「GIGA端末等ICT機器の基本操作及び給食時間における活用方法を習得し、ICTを活用した子どもへの給食時間の指導に生かす。」、「教育の情報化についての内容及び校内での推進体制を理解し、給食管理業務でICTやデータを積極的に活用する。」の内容を加えております。それに基づき、ステージⅡ、ステージⅢと段階的に示しております。

なお、表の上段部分で研修を記載する欄において、ステージⅡにつきましては、その対象として、「新任栄養教諭研修」を加え、ステージⅢにつきましては、「新任総括教諭研修」を加えました。

続きまして、5ページを御覧ください。「養護教諭及び学校栄養職員・栄養教諭ステージ0の一部改正」について、御説明いたします。

初めに、上段の養護教諭です。

上段の「保健管理」には、「保健管理業務でICTやデータを活用することにより、業務の効率化や成果の向上を図ることができることを理解している。」の内容を加えております。

2段目「保健教育」には、途中の「ICTを活用した」の内容を加えております。

3段目「健康相談及び保健指導」の項目にはそれ自体に、ステージⅠ～Ⅲ同様「及び保健指導」を加え、内容にも「特別な配慮や支援を必要とする子どもの健康課題を理解し、個に応じた健康相談及び保健指導を実践しようとしている。」を加えております。

続きまして、下の段、「学校栄養職員・栄養教諭」について御説明いたします。

上段の「栄養管理」では、「給食管理業務でICTやデータを活用することにより、業務の効率化や成果の向上を図ることができることを理解している。」の内容を加えました。3段目「研修・調査等」では、「調査等にGIGA端末等のICT機器を取り入れることが効果的であることを理解している。」の内容を加えております。

5段目「個別的な相談指導」では、途中に「特別な配慮や支援を必要とする」の文言を加え、内容の修正を行っております。

6段目「教科等」では、「子どもの理解を助ける等のために、GIGA端末等のICT機器や教材教具を取り入れることが効果的であることを理解している。」の内容を加えております。

そして、一番左側の項目では、ステージ0の段階ではその対象に栄養教諭がいないため、「学校栄養職員としての専門的資質・能力」としています。

最後に、ファイルナンバー12-2、議案第52号資料1のファイルをお開きください。

この新旧対照表は、ただ今御説明させていただいた、今回の一部改正に関わる内容について、新旧対照表でまとめたものでございますので、後程御参照いただければと存じます。

なお、この川崎市教職員育成指標につきましては、本日、議決をいただいた後、学校へ通知をするほか、ホームページにて周知してまいります。

説明は、以上でございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見等はございますか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

大きく分けて3つほどあるのですけれども、まず一つ目です。すみません、ちょっとメモを探しますので、お時間ください。お待たせしました。学校の栄養職員とか栄養教諭のステージIのところ、給食時間におけるICTの活用、ICTを活用した給食時間の指導があるのですけれども、ここに関して、食育でICTを活用するということだったら想像がつくのですが、給食時間という、給食の時間中に子どもたちに何かを見せるということなのか。それがまず1点。

それから、二つ目なのですけれども、この指標というのが、教職員の先生方が自分自身で目標を定めて、自ら学び続けるための目安となるものですというふうに書かれているのですけれども、これは先程の議題にもあったような自己観察記録なので、自分自身をこの指標と照らし合わせて振り返る機会が定期的に設けられているのか。それとも、これを持たれたまま自分で見る方もいらっしゃるし、見ない方もいらっしゃるような状況になっているのかといったところ。

それから、最後が、このステージのI、II、IIIに合わせて、大体1校目終了時までとか、2校目から20年経験程度というふうに分かれています。自分がいるステージに対して、この能力が不足しているなというふうに気づいた場合は、例えば川崎だと、研修が充実していると思うのです。そうしたときに、このスケールに合ったような研修を受けやすい仕組みになっているのか。ここが不足しているなと思ったときに、この研修を受ければ補えそうだなとか、研修が系統立てて存在しているのかというところをお伺いしたいです。お願いします。

【小田嶋教育長】

では、3点ありましたので、まず、給食におけるICTの活用の部分をまずお答えください。

【小田健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室の小田と申します。

給食時間におけるICTの活用というところで、教室に設置してありますモニター等を使いまして、GIGA端末で作成したその日の献立についてや、食品の産地、また栄養的な特徴や郷土

料理、行事食等の食文化についての資料や、また動画等を用いた、給食を食べながら見ていただく資料を想定しております。

【小田嶋教育長】

次は、研修ではなく。

【小林教職員人事課担当課長】

では、二つ目の質問でございますけれども、まず教職員の場合、期首面談というのを、まず管理職とする機会がございます。その際に、この指標と照らし合わせて目標を設定する。もちろんその中に、この指標自体に人事評価のガイドブック、職務水準といったいろいろな教科指導、または教科外指導、それぞれの項目がございますので、そういった部分と照らし合わせながら設定をし、途中、それを振り返るといった機会というのも学校の中では用い、また期末面談等の面談を含めて、来年度に生かすという手だてを取っております。

【小田嶋教育長】

研修ですね。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

研修に関しましては、この川崎市教職員育成指標を基に研修を体系的に行っておりますので、先生方にとって、研修を提示するときのステージのどことつながっているのかということをお示ししておりますので、御自身が足りない部分だとか、強みだとか弱みとかを生かすような研修体系になっているところでございます。

【野村委員】

御回答ありがとうございました。

お話いただいた順に意見を二つ付け加えさせていただきますと、給食時間のときに栄養の情報とか聞けるのも、一つ学びにはなるのかもしれませんが、食べているときにテレビを見ているのと同じような状態になるのではないかなという不安がありまして、食育は食育の機会と、給食を楽しむときは給食を楽しむときで、分けて考えていただくほうがいいのかと思ったのですが、私の理解が違いますか。給食時間中に、食べている時間中に流すわけではないのですか。

【小田健康給食推進室担当課長】

作りました資料については、食べている時間に流すのですけれども、食事中ですので、あまりびっくりしてしまうようなことがないようにということで配慮しながら。あと、学級活動などの時間に取り組む学校もあるのですけれども、なかなか時間が取れない学校もあるようでして、そういうときに、実際に食べているときに、この食材はというと、より食欲が進むというか、そういうところもあるので、黙って見られるような内容というところは配慮しながら、ある時間を活用していくということになります。

【小田嶋教育長】

多分、時間的にも、給食時間中、ずっと流しているわけではないですよ。時間的にはどれくらいのものでしょうか。

【小田健康給食推進室担当課長】

今年、大豆ミートの関連で作りました動画でいうと、5分ぐらいの。食事の時間は20分ぐらいありますけれども、その中の5分程度というところで、そんなに長くない時間のものを作成しております。

【野村委員】

5分程度だということで、安心しました。配膳中とか、逆にこのような見るものがあつたほうが、子どもたちも静かに待ってられるなんていう場合もあるかもしれないので、上手に現場の先生方のいいときに生かせるようにしていただくのもいいのかなと思います。

それから、面談でこの指標と照らし合わせて、そして人事評価のガイドブックもあるというお話がありました。続いて、ステージに合わせたような系統立てた研修も用意されるということで安心しました。

ちょっと厳しい意見かもしれないのですが、保護者としていろいろな先生と出会う中で、年数に見合ったスキルがあるのか、もうちょっとこうしてくれたら助かるのになという先生と出会うこともやはりあります。そうしたときに、こうした面談の機会に管理職の先生からも、あなたにはこういった研修が合うと思うよというふうに助言というか、背中を押すというか。分かっていない先生ほど、勉強してほしいところほど気づいていないというか、そもそも気づいていないから勉強もしてなくて、結局スキルが足りないというところも現実、あると思うのです。ですから、それは管理職の先生が少しアドバイスをして、積極的にそこを補強したり、強みを生かすのもそうですけれども、両方をうまくアシストしていただけるといいなと思います。お願いします。

【小田嶋教育長】

では、御意見としてしっかりと受け止めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。

私、2点あります。1点は、先ほどのICTを利用した、私、ちくわの磯辺揚げの動画を、栄養士の皆さんが作ったものを給食中に拝見したことがあります。本当に3分から5分の短いものだったので、今、食べている給食の揚げ方をそのまま流していたので、結構盛り上がり、「こんなにたくさんか、おおすげえ」みたいに盛り上がり、おとなしく食べていた印象があるので、あの短い時間でしたら、むしろ娯楽の一環の食育かななんて思ったりもしました。

もう1点なのですが、私が気になるのは、保健室、養護教諭の専門的資質・能力の評価なのですが、これを見ていると、養護教諭の先生方が子どもの健康に関しての、病気や健康に対し配慮し、求め主張する子どもへの対応とあるのですが、教室にいられない子がどんどん増えてくる時代です。どうしても保健室に行ってしまう子たちが一定数いるのです。なるべく、ここ

は具合の悪い子たちが来るところだからというふうに、別室のほうに誘導したりとか、その努力はもちろん現場の先生なんかもしていらっしゃるのですが、そうすると、そういった時間が先生方の職務、評価基準に基づく仕事をするための、これは評価されないお仕事になってしまうのかなと思うと、現状の、また新年度始まったら、どうしても保健室に行ってしまう子が出ている日常の中で、養護教諭の方の何かそういった不満ですとか、悩み事とか、そういった相談は、今のところ特にないのでしょうか。そこがちょっと心配になるところであります。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

養護教諭に求められていることは、健康相談もそうなのですが、心の健康というところも求められているところがございます。そういった意味からいたしますと、やはりほかの教職員と連携して一人ひとりをきめ細かく見ていくということは、していかなければいけませんので、そういったことで保健室の機能の強化ということも大事な視点になってくるのかなというふうに考えてございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

逆に学校としての考え方として、保健室に行ってしまうても大丈夫なのかどうかという。それはそれでよしとしてお任せすることを学校の担任の先生方がよしとしていいのかどうかは、どのように考えたら。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

全くそれを養護教諭のほうに責任を転嫁してしまっただけというのは、やはりいけないというふうには思いますので、やはり学校には支援教育コーディネーターが全校配置されていますので、支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりをきめ細かく見ていくということが大事なかなというふうに思います。ある子にとっては、やはり保健室が居心地のいい場所だったり、時には学校に行きますと、今、校長室で過ごしているお子さんもいらっしゃいますし、そういったときに、校長先生に全部お任せというのではなくて、やはり学級担任とか、そういうコーディネーターを中心に、皆さん、子どもたちの心の健康、心身の健康というところに対応しているのかなというふうに考えているところがございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

おっしゃったとおり、校長室にいる子、教頭先生の隣の席に座っている子、職員室の端っこにいる子、保健室にいる子、いろいろなのですが、やはり担任の先生やコーディネーターの先生も、そこにいるから大丈夫だけど1日1回は覗こうよという。分かりました、ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、議案第52号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願

います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 川崎市重要郷土資料の指定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第53号「川崎市重要郷土資料の指定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

議案第53号「川崎市重要郷土資料の指定について」、御説明いたします。

ファイルナンバー13-1、議案第53号を御覧ください。

初めに、「1 内容」でございますが、本議案は、申請人から令和5年11月29日付けで指定申請書が提出されたため、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定に基づき、当該資料を市重要郷土資料として指定することにつきまして、川崎市文化財審議会に諮問したところ、令和6年2月16日開催の同審議会において審議がなされ、市重要郷土資料にふさわしいとの答申を得ましたので、条例第2条第1項第3号に基づき、市重要郷土資料として指定するものでございます。

「2 指定する物件」でございますが、名称及び数量は「市ノ坪の富士講関係資料（木造食行身祿坐像及び造像記ほか関連文書類）一括」、所有者は「個人」、所在地は「川崎市中原区市ノ坪」でございます。

「3 指定日」でございますが、教育委員会議決日とするものでございます。

2ページを御覧ください。文化財審議会からの答申でございます。

また、物件の概要及び関係例規をファイルナンバー13-2、議案第53号資料として添付しておりますので、後程御参照ください。

なお、本日、市重要郷土資料の指定について決定をいただきましたら、市公報により指定に係る告示を行い、併せて所有者に通知する予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、議案第53号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手をお願いします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第54号「川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第54号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー14、議案第54号の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「会計年度任用職員の人事評価の結果が点数化されることに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第4条の改正でございます。来年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されます。勤勉手当の額は人事評価により決定されることから、人事評価を相対評価に変更し、点数化いたしますが、それに伴い、市長部局と同様に、公募によらず選考できる要件を標準点とするものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第54号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御意見等はございますか。よろしいですかね。

それでは、議案第54号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室いただくようお願いいたします。

(傍聴人退出)

<以下、非公開>

9 議事事項Ⅱ

議案第55号 「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

議案第55号「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について」の説明を、支援教育課長、お願いいたします。

【末木支援教育課長】

それでは、「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について、御説明申し上げます。

初めに、本指針の構成を御説明させていただきますので、ファイルナンバー15-1を御覧ください。2ページの「目次」を御覧いただければと存じますが、本指針の構成でございますが、第1章は、「策定の趣旨」でございます。第2章は、「不登校対策の現状と課題」、第3章は、「不登校対策の基本的な考え方」としているところでございます。

内容につきましては、概要版にて御説明させていただきますので、ファイルナンバー15-2、議案第55号資料を御覧いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧ください。

「第1章 策定の趣旨」でございますが、これまでの不登校対策の取組を見直し、関係する市長事務局等とも連携を図りながら取組を進める必要があり、不登校児童生徒の社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるものとしております。

次に、「第2章 不登校対策の現状と課題」でございますが、「1 国の動向」では、関連する法律や通知をまとめてございます。

次に、「2 本市における現状と分析」でございます。

初めに、「(1) 不登校児童生徒数の推移等」でございますが、本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に小学校段階での増加の割合が大きくなっています。

次に、「(2) 不登校の要因」でございますが、不登校の要因は多岐にわたっております。

次に、「(3) 不登校児童生徒への支援状況等」でございますが、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合は、小学校で3割、中学校で6割となっております。

次に、「(4) 不登校児童生徒本人へのアンケート調査」でございますが、不登校児童生徒は、勉強のことについて困っていることが分かったところでございます。

次のページを御覧ください。

「3 これまでの取組と課題」でございます。ページ左側に、学校内における支援といたしまして、「担任等による丁寧な指導」や「かわさき共生＊共育プログラム」などを、ページ右側に、学校外における支援といたしまして、「ゆうゆう広場」や「ICTを活用した支援」などについて、それぞれ現状と課題について整理しているところでございます。

次のページを御覧ください。

「第3章 不登校対策の基本的な考え方」でございますが、本市における今後の不登校対策を推進していく上での基本的な考え方として、「全ての子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりに寄り添った取組を推進すること」、「子どもたちのニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、社会的自立を後押しすること」という基本方針を定めております。

また、「基本方針」を踏まえ、本市の目指すべき姿として、3つの方向性を定めるとともに、その実現に向けた12の取組についてまとめてございます。

方向性1は、「チーム学校による校内支援の充実」でございます。不登校の未然防止及び早期発見・早期支援に向けて、「チーム学校」として校内支援の充実を図り、不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた支援を実施するものでございます。

方向性2は、「多様な教育機会の確保」でございます。不登校児童生徒が、学校以外の場でも「学びたい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒自身が主体的に学びの場を選ぶことができる環境を整えるものでございます。

方向性3は、「関係機関との連携強化」でございます。不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者への適切な支援を行うため、福祉や医療等の相談・支援機関やフリースクール等の民間団体など、様々な関係機関との連携強化を進めるものでございます。

次のページを御覧ください。

こちらは、先程御説明いたしました3つの方向性ごとに具体的な取組の概要をまとめたものでございます。

「方向性1」のチーム学校による校内支援の充実におきましては、魅力ある学校づくりの推進、かわさき共生＊共育プログラムの充実、学校における教育相談力の強化、別室指導の充実、高等学校等における不登校対策の充実について、「方向性2」の多様な教育機会の確保におきましては、ゆうゆう広場の機能改変、ICTを活用した学習支援等の充実、学びの多様化学校の設置の検討について、「方向性3」関係機関との連携強化におきましては、教育相談センター相談室の取組の充実、専門の相談・支援機関との連携強化、親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築、関係機関と連携した取組の実施についてまとめてございます。

次のページを御覧ください。

今後のスケジュールでございますが、4月に議会へ報告後、4月22日から5月21日まで30日間パブリックコメントを実施し、市民意見を反映の上、7月に教育委員会に御報告させていただき、指針として決定していただく予定でございます。

説明については、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

御意見等ございましたら、お願いします。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

私がすごく気になっているのが、子どもへの対応はもちろんなのですが、不登校のお子さんをお持ちの親御さんの孤独感が、大変な負担感がありまして、不登校のお子さんをお持ちのお母様やお父様には、横の情報はほとんど入らないのですね。それは、皆様のところに行くのもお母様たちも拒否をしていらっしゃるし、心の中でとても葛藤があるので、今日も駄目だった、今日も駄目だった、毎日毎日、その繰り返しの、中学なら3年間、小学校なら6年間をお過ごしなのですね。

川崎市は、こんなにすごい、素晴らしい対応の方法があると思うのですね。多様な教育機会の確保、この6つある教育機会の確保のうちの一つでも、その子がそこに引っかかってくれば、その子の未来が開けていくと思うのです。なので、こういうアピールというのですか、不登校のお子さんをお持ちの御家庭へのぜひ積極的な情報提供を、別に学校に、では来なくていいですというふうに取りられがちなのかは難しいのですが、学校に来なくていいですではなくて、苦しんだらこういう方法もありますよ、という寄り添った形の発信をしていただけたら、何も情報が入らないと、お母様方から言われてすごくショックなのが、うちの子、いないみたいなのねと。どこにも何もいないみたい、まるでうちの子がいないみたいと言われたときに、すごくショックを受けたのですが、なので、そのような思いをさせないように、こんなにいいことがいっぱいあるので、ぜひ優しい発信を、ちょっと難しいとは思いますが、やはり繊細な問題なので、ぜひ、申し訳ありません、考えて発信していただきたいのと。

様々な子どもといろいろな役割で接するときいつも思うのは、高卒の資格があるかないかで、未来の開き方がすごく違うのですね。不登校の親御さんの中には、一生懸命探して、通信の高校ですとか、学力ももちろんついてないので、そういうところを探してきてから、高い私立のところにお金を払うだけ払ったけど、結局行かなくなってしまった。でも、その学校は学費の助成金の対象にもなっていないから、一生懸命働いて払うしかないけども、子ども一人で6年間いくら出てくのだろうか、みたいなお話も聞くので。私、すごく注目しているのは、川崎市立定時制高校のテレワークあるではないですか。私、ほかの役割で、あちらの先生とお話をする機会があったのですが、夜間部、昼間部、あそこは、地域支援課ともつながっていたりとか、このお仕事ではないのですが、キャッチルームみたいなもの、ありますよね。お互いに開いたりとかしているのです。実は、私もちょっと知っている不登校のお子さんに紹介して、この春、通うことになったのですが、なので、朝早く起きられなくても、午後から行って、1時から4時で終わるのですよね。その間行ってきて、部活動も入れるのですね。川崎市、細長いので、北部のほうから遠いのではないかと、ちょっと思ったのですが、そちらの先生に伺ったら、むしろ地元から離れているから通えるんだろうという意見があるというので、そういった案内も中学校からされていない、別で情報が。なので、これも先ほどと同じなのですが、本当にそれも優しい情報提供をぜひ考えていって、保護者の方のイライラ、保護者の方の心のゆとりは絶対子どもを救うので、保護者の方の辛いお気持ちを少しでも軽減するように協力いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

多分、これからパブリックコメントに入るので、それに向けてのちょっと提案と、あと時間があつたときに、中身について少しお話をさせていただきたいなと思うのです。

とてもよくまとめていらっしゃるなと思いましたので、とても本当に時間をかけてつくっていただいたなという印象があります。

提案は何かというと、とてもよく書かれているのですが、実は、昨年出ている生徒指導提也要も、不登校についてかなり倍増されていますので、ちょっとそことリンクするような形でしていくと、さらに中身が濃くなるのではないかなという気がします。特に、生徒指導提要素の最初の部分では、実はここに書かれている担任による丁寧な指導だとか、そこがかなり重なりますので、そうすると、文部科学省の考えともリンクした形で、さらに分かりやすくしていけるので、もしこれからパブリックコメントを出す前に時間があつたら、ちょっと照らし合わせながら何かやれることができたかなというふうに、まず一つ思いました。せっかくよくつくっていらっしゃいますので。まず1点で、続けていいですか。すみません。

質問が1個あるのですが、最後にしたいなというふうに思っているのですが。本当に改めて、この指針について読ませていただいて、改めて川崎市の不登校について考えさせていただきましても、担任による丁寧な指導というところで、指導の個別化、学習の個性化という本当に具体的なことを出したりとかしているわけですし、とても丁寧に指導の個別化というのは、子どもの特性とか、進度、到達度に応じた指導方法、学習の個性化というのは、基礎知識とか体験活動に基づいて、そこから子どもの意欲を引き出しながら指導していくというところは、私もすごく大賛成で、そこはとても必要なのだろうなというふうに思っています。

実は、ほかの県や市町村では、認知特性に応じた指導というのを最近結構出していますので、例えば聴覚優位の子どものとか、視覚優位の子どものとか、言語優位の子どものに合わせた指導の方法というふうに、かなり幾つかの市町村ベースの研究という形で出したりとかしているわけですね。つまり、指導の個別化、学習の個性化がそこになっていくのかなという感じがします。

そうしますと、担任による丁寧な指導って、今の川崎市の小学校をまず中心として、教員の部分を考えますと、やはり若手の先生がとても多いし、結果的に認知特性に基づいた指導になると、かなりの特別支援教育の知識が必要になるわけですよ。だから、みんなで頑張って丁寧に教えて、子どもの成績をアップしてあげましょうというレベルのものではないんじゃないかなという感じがするのです。そうすると、実は教員のスキルアップが背景になってくるでしょうし、果たして今、一生懸命やってくださっている小学校の先生が、すごく川崎市の先生方、すごい頑張ってくださっている感じがとてもしているわけですので、逆にちょっと負担をかけ過ぎてしまうのではないかなと。では、私たちここで言っている丁寧な指導というのは、きめ細かくということでは決してなくて、もう少しエビデンスに基づいた、もっと専門性に基づいた指導が実は必要なのではないかな、それをサポートする組織でどうなっていくのかとか、どこまでやったら

いいのかとか、そういう意味では、勉強が分からないというタイプの子どもの背景は、実は非常に幅広いですので、今まで以上に丁寧にみんなで頑張りましょうというレベルではないのではないかなという感じがしたので、そこが、ちょっと教員の負担との関連で、丁寧にとなってくると、何か先生がますます大変になってしまうというイメージを与えてしまうのではないかなというふうに、ちょっと気になりました。

あと、もう一つなのですけれども、子どもたちは、学びたいことと不登校の子に聞いたら、コミュニケーション能力というのが出ていましたね。コミュニケーション能力は、まさしく非認知能力なのです。ということは、決して勉強の中で培っていくものではなくて、多分、今の指針の中で言うと、別室の中で育てるものではないかなというふうに思いますので、そうすると、別室は不安・緊張を取り除く場ではなくて、いわゆる非認知能力とかソーシャル・エモーショナルスキルだとか、そこを育てる場というふうにしていく必要があって、その言及がちょっと曖昧でした。だから、結果的に中学から、評価をどうしたらいいのかという、ちょっと不思議な悩みが出てきているのではないかな。つまり、評価はどうしたらいいのかということには、そこは勉強を個別に学習させるという意識がもしあるとすれば、別室の役割がちょっと違うかなという気がしますので、そこはこれから検討される中で考えていただけるといいかなというふうに思いました。

3点目、ゆうゆう広場は、これから多分、別組織へ持っていくと思うのですけれども、改めて時間割を見直ししましたら、やはり勉強時間は少ないです。つまり、ほかのゆうゆう広場に匹敵するところ、何か所か時間割を見させてもらったのですが、もっと皆さん勉強しています。それをゆうゆうの場合は、自分の自習時間というふうに、午後も全部使っているのです、そうすると、やはり勉強に不安を感じるお子さんが出てくるかな。これから整備する中で、この勉強をどう考えるのか。そこは確かにしていく必要あるなというふうに思いました。

あと、実は今度は、もう1か所は、今、ちょうど話したことある連携についてのことなのですけれども、教育相談が目いっぱいになってしまっているということもあるのですが、実はいろいろなアンケートで思ったことは、川崎市の先生方は、教育相談センター、とてもよく知っているのですが、逆に言うと、教育相談センターしか知らないのです。

そうすると、一極集中というふうになってしまいますので、これもほかの市町村でやっていることなのですけれども、川崎市の中で福祉を取り扱うエリア、例えば市役所の中でもいいですし、各区役所の中でもいいのですが、どういうことをどこの窓口に行ったらいいのか、不登校だけではなく、そういうマップを製作して、各学校でそれを持つこと。そうすると、実は素早く連携することができて、さもないければ、全部SSWのみの力となっていくと、非常に時間がかかります。そこ辺りはつくることのできるのです、もっと福祉、教育、医療との連携を分かりやすいマップにすることで、教育相談センターのケースを少し減少させることができるのではないかなというふうに思いました。

最後なのですけれども、とても気になっていること、最初の発言と関係しているのですが、学びの多様化学校、随分いろいろな総合教育会議の中でもお話ししたと思うのですが、ここでは設置について検討するという言葉でとどめていると思うのですけれども。最初、皆さんで討議したときには、いわゆる不登校の子どもたちに卒業という証書、そこを堂々と与えることができるという良さ、さらに、高校に結びつくことができるということが設置する中で大事ではないかなという感じなのですけれども、そこ辺りは、この指針の中にあまり前面に出ていないので、ちょっ

とそこの話とか、進捗状況とか教えていただければありがたいです。

質問は、最後のものです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

これから指針を基に具体的に進めていく上での、非常に貴重な視点からの御発言をいただいたかなと思います。

最後、御質問ということなので、学びの多様化学校について、お願いします。

【末木支援教育課長】

昨年度の中でいろいろ御議論いただいた経緯というのを踏まえまして、この方針というのを定めているところでございますけれども、これまで取り組んできた内容をまとめることによって、それを学校に不登校共通理解を図りながらという基本的な考え方としてまとめているところでございます。

学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校でございますけれども、今回の指針ではこのような書き方になりましたが、設置をするしないというのを決めたわけではなくて、これまでの視察等々の中で、効果というのは非常に十分認識をしているところでございますので、まずは既存の取組、これまで学校の実情に応じて行ってきた別室指導の充実であったり、それから今、委員がおっしゃっていただいたように、優位児童の問題というところ、身近なところを機能改変していくことによって、その一体の中で学びの多様化学校の位置付けというのを含めて検討していこうというふうにしておりますので、引き続き、他都市の事例なども踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

私も細かくいくつかあるんですけども、まずはゆうゆう広場についてです。これは狭い範囲ではありますが、私は、いわゆるママ友というコミュニティの中で話が出るのは、結局、関わってくださる方が教員の退職者の方だということところが、いい点もあるし、悪い面も正直あるので、資格を持っていらっしゃる方がたくさんで、安心感もありながら、単純に言えば、結局学校と変わらない空気が流れている。例えば、古い体質を引きずったままの学校が合わない子どもにとっては、この管理体制のような空気をまとったままの指導に当たる方がゆうゆう広場にいる、そうすると、その子にとってはやはり窮屈なままだというところもありますので、ゆうゆう広場のスタッフが教員退職者であることはいいのですけれども、今までとどう接し方を変えていくのかというところをもう少し丁寧拾っていく必要があるかなと思っています。

これだけ川崎というのは、不登校のお子さんにとって、相談先とか選択肢もある中で、もう一つ選択肢にあるといいなと思っていることがあります。それはメタバース空間を利用した登校が

かなうような場所です。これも、私もママ友から聞いた話なのですが、やはりゆうゆう広場みたいなどころには顔を出したくない。でも、顔を隠してだったら参加できる。気が向いたときは、フィルタを外してZoomみたいな形でやり取りをして。最初に安心感を持ってから自分の顔を出せるという、段階を踏んで関われる。気が向いたら、その中で実際に会ってみようということができる。もう少し細かくステップが踏めるように、遠隔で行えるような授業とか関わりというのが一つ選択肢に加わるといいなと思います。

こういった選択肢の中で漏れがあった場合に、親が選ばなければいけないのは、フリースクールだと思います。私も息子をフリースクールに行かせていたのですが、月3万円は基本的にかかります。そこに送迎の負担がかかります。率直に必要なのはお金です。そこにに関して、補助がいただけないというところが苦しくて、フリースクールも質がいろいろあるので、全ての学校に補助が出せるかということも判断基準が難しいとは思いますが、何らかの形で家庭に金銭的な支援がないと、どこにも場所が合わなかった子どもが金銭的な理由で選択肢が乏しくなってしまうので、それを避けたいなと思うので、その補助のことを考えていただけるとありがたいです。

それと、親としては、親の会との連携ということを書いてくださったのは、すごく心強いです。一方で、親の会にたどり着くまでが孤独です。大体こういう現状を受容して、では仲間とつながろうというのにもエネルギーが必要で、調べるときにもエネルギーが必要で、そこに顔を出して打ち明けるのにも全部エネルギーが要るのです。そこに行くまでの人を拾ってあげなければいなくて、その役割を果たしてくださっている一つが教育相談センターだと思うのですが、基本的に1年で期間を区切って、続きは再来ということで。私は、特別支援教育をうちの子が受けるかどうかという分野のほうで相談に乗っていただいたのですが、うちもやはり1年ということで、切ることになりました。そうすると、再来でできますよと言われても、親としては、そんなにしつこくしたら悪いかとハードルが上がるのですよね。もちろん大人の事情で待たせている方もいらっしゃるし、切らなければいけない事情もあるけれども、それはあくまで大人の事情であって、その事情の間でこぼれていくのは子どもなので、親を救わないと子どもが救われない。もうちょっと、切るという感じではなくて、もう少し細くつながれる手段はないのかなと考えています。例えば3か月に1回の、いかがですかと、保健師さんとかそうだったのですよね、産後。元気ですか。悩みがあればまた来てくださいね。その一言だけで細かいクモの糸がつながっている気持ちになります。切るという形ではなくて、また何かあったら御相談くださいという一言があるだけで、それでも親は十分迷惑かけているのは分かっているので、しつこく電話はしないと、その心理的なハードルをあまり上げないであげてほしい。それはお願いします。

それで、最後は学びの多様化学校についてです。これは、これまでも議題が出るたびに、私、申し上げてきたのですが、多様な学びが実現できるのだったら、そして、それに効果があるということが分かっているのだったら、何で全部の学校でそうできないのだろうかというのが率直な思いです。これだけ不登校の子がいるということは、もう新しい場所をつくるというより、今の学校は合わないのですよね。今の学校が変わらなければいけないサインだと大人が思ったほうがいいですよね。国の指針で、この学びの多様化学校をつくらなければいけないのだったら、それがなくてはいけないのだと思うのですが、全体として、まず今の学校がどう変わっていくかということ抜きにして、新しいところをつくらうというのは止めたい。個人的に言って。何が必要かという、私も今まで研究報告会で出会った高橋あつこ先生のお名前を出させていた

だきましたが、あの方がおっしゃるように、ユニバーサルデザインによって、分かりやすくなったり、参加しやすくなったり、そういう子どもが増えれば、今の時点で不登校になっている子の一部は、もしかしたら学校が居心地がいいものにも変わるかもしれない。だから、先生方も新しい学校ができると、そこにもう任せればいいやになってしまうのですよね。それだと、きっと特別支援級と特別支援学校と同じことが起きると思います。ここで無理なら、あちらに任せて、ここがあふれそうなら新しい学校をつくる。それを繰り返さないために、この学びの多様学校をつくる前提として、今の学校がもう少し寛容な部分が出せるように。多分、不登校の子がなぜ学校に行けないかは本人が説明できないのと同じように、私も学校に行ってしまうんです。何となく漂っている古い空気、それが圧力になっているのだと思うのです。その正体は何なのか、先生方が気づいていない可能性があるのです。別に先生が全てのせいではないのですけどね。それは親も含めてで、そこを取り巻いている大人が学校に求めることが多過ぎたり、先生も板挟みになって苦しんでいる先生もいますし、大人が変わらなければいけないということを前提にしないと、安易に多様な学びの学校をつくれればいいというふうにならないでほしいなという、すみません、ちょっと皆さん凍りつきましたが、その思いがありますので、その辺りを全市的に思いをまずは共有しないと、とても危ういなと思うので、気をつけていきたいなと思っています。お願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
コメントありますか。

【末木支援教育課長】

私、今、委員おっしゃっていただいたとおりで思っています、この方針が、まさしく共有するものというふうに理解をしておりますので、今後、これを策定して終わりということではなくて、学校現場にどのようにこれを下ろしていくのか、共有し、取り組んでいくかということが大事だというふうに考えております。

特例校のお話も出ましたけれども、学校外での施設として、まずゆうゆう広場の機能という部分をもう一度見直して、ゆうゆう広場というのは、川崎の歴史であり、宝だと思っておりますけれども、不登校の現状というものをもう1回見据える中では、やはり相談機能の部分ですとか、そういうところも大事ななと思っていますし、当然、学習、勉強の部分、社会的自立を全うするためには、その部分が大事ななと思っていますので、学校での支援と学校外での支援ということを両輪として、ゆうゆう広場を考えていきたいと思っています。

スタッフの話が出ましたけれども、確かに同じ課題認識も持っておりますので、今回の予算を要求をさせていただいて、議決をいただきましたので、ゆうゆう広場のモデル実施ということで、退職教員の方以外のスタッフを配置して、その効果を見極めながら、どのような施設にしていけるのかということを検証していきたいというふうに思っているところでございます。

あと、保護者との連携とか親の会の話も、お願いもいただきましたが、今回指針を策定するに当たって、親の会の方と担当のほうでいろいろお話を聞く機会を設けさせていただきました。やはり、情報発信という部分では、ちょっと分かりにくいという面もあって、そういうお話もいただいていますし、まさしく親の会につながる前のところがハードルが高いという御意見もいただいておりますので、どのように情報発信していくのがいいのかということは、見極めながら積極

的に行っていききたいなと思っているところでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

芳川先生。

【芳川委員】

すみません、多くて申し訳ないです。

前も話したことあるかもしれないですけども、どこかで話したことあるのですが、不登校を減らすためにはどうしたらいいのか。学級の子どもの数を減らせばいいというふうには実は言われていて、もともと40人学級自体がかなり難しく、それで人数を減らそうということだったのですが、今度出会うのは、教員の数が足りないというところで、40人学級すら教員の数が足りないのですから、そうすると、少人数にさらにすることができずに、多分、日本全国の学校が苦しんでいるのではないかなという感じがしていて、その意味では、丁寧に指導すること、子どもの数が少なくなれば、丁寧に目が行き届き、やれることがすごく多くなるだろうなというふうに思ったりとかしているわけですね。

ユニバーサルデザインは、実は川崎のたよりを私、見ていますので、もうそういう意味では、最近、川崎の学校ですごく先生方頑張っているねというのは、全て広がっているわけでは全然ないですけども、多分、私が知っている神奈川県のほかの市町村に比べたら、はるかに頑張っているなという感じがものすごくして、何か、川崎を見よう、みたいな感じで、あちこち言いたくなくなってしまいうぐらいな感じがあたりとかするわけです。

そういう意味では、子どももクラスも、不登校のクラスを減らしたいということと、あと教員のメンタルヘルスも保ちたいということと、あと野村委員が言ったように、保護者を元気づけたいとか、いろいろな意味合いが実はこの指針の中には含まれているのではないかなという感じがしていて、これがきっとパブリックコメントの中で、何か反応してくるのではないかなという感じがしていて、ちょっと楽しみにしている感じです。

追加してなのですけども、学校の中で次にやれることは何かというふうに考えたときに、私は、スクールカウンセラーをもう少し運用していいかなという感じがします。実は、これは学会に行っていて、昨年度、あちこちから言われたのですけれども、スクールカウンセラーはアセスメントをしない。そして、見立てを教員に伝えないというケースがいろいろなところで出ているのです。だから、カウンセリングはするのですけれども、守秘義務の下で、学校の教員と一緒に、この不登校の背景は何があるのかとか、学校でどう対応したらいいのかという情報交換が足りないということを随分、文部科学省からも学会からも言われたりとかもしていますので。教育センターの相談員たちの実践はよく分かるのですが、実は川崎市のカウンセラーたちがどうなのかよく分からなくて、そういう意味では、カウンセリングのみにしているのか、それとも教員との連携とか、そこも含めて、いわゆる見立てを中心にちゃんとスクリーニング会議とか、あとケース会議と分けてやっているかどうか、そこも実は不登校の早期発見とか未然防止にすごく大事なかなという感じがしますので、よかったら、そこもちょっと見ていくといいのかなというふうに思いました。

すみません、長くて。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。いいですか、特に。

【板橋支援教育課担当課長】

御意見ありがとうございます。

今回指針に、スクールカウンセラーがアセスメントに加わるということを書かせていただいているのは、先生がおっしゃったようなところでございます。カウンセラーを配置している教育相談センターが作成するガイドラインに、個々の相談ももちろん大事ですけれども、アセスメントをするという、専門職としての役割をしっかりと果たすことにつきまして、明記していきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

もうほとんどほかの委員の皆様がおっしゃったことに尽きると思うのです。私はちょっと、この分野、それほどこちんとした造詣の深さを持っていないものですから、今それほどの大きな提案はできないのですが、せつかく今回、概要版とほかに指針のほうの本体ですね、冊子もいただいているので、そこのデータを見ていくと、先程からちょっと、このデータを見るたびに、実は涙がふっと浮かんでくるのを抑えきれないぐらいの感じなのです。

というのは、12ページと13ページ、子どもたちがこれから身につけたいことは、コミュニケーション力、先程も芳川委員がおっしゃったところとも非常につながってきますけれども、それから、次は規則正しい生活とか、いわゆる学業の部分よりもこちらのほうを子どもたちは求めているということですね。

それから、次のページを見ると、学校で楽しいこと、楽しかったこと。もう断トツに友達との関わりですね。だから、もうこれだけ見ると、家庭や地域はもちろんですけど、学校においても、とにかく子どもたちは友達と一緒に遊び、学び、一緒に楽しく過ごし、コミュニケーションの力をつけたいというのが明確に現れているのですよね。

ただ、学校教育は、どうしてもやはり学習指導要領があり、きちっとそれを習得していかなければいけないというところで、そのほとんどの部分が恐らく認知能力といっていいと思うのです。先程芳川委員がおっしゃった非認知能力は、必ずしも学習指導要領を授業の中でぱぱっとやることで身につけていくというものでもないと思うのですね。だけど、子どもたちが求めているのは、むしろ非認知能力に属するところで、それを身につけるための生活として、友達と関わりたいと言っている。我々社会人から見ても、子どもたちが学校を出て社会に出ると、当然、非認知能力なしではやっていけないということがありますよね。でも、実際には学校がかなり子どもたちの生活を拘束という変ですけど、長い時間子どもたちを囲っているのですから、学校の中でどうやって非認知能力をつけることができるかというのが非常に大きな問題になってくると思うのですね。それも先ほど芳川委員がおっしゃったことが非常に重要なポイントになってくると思うのです。

ただ、先程野村委員がおっしゃった学びの多様化とか、そういうことも考えていったときに、

一体どういうことがあり得るかですけど、例えば非常に単純にモデル化すると、縦糸、横糸で子どもたちの生活を編んでいくというふうに考えると、縦糸に相当するのが、いわゆる指導要領に基づく学習指導の部分と考えると、横糸は、そうではない子どもたちを人間として育てる非認知能力を育てる部分ということで、縦と横の組合せがどういうふうになるかということで、いろいろな多様性が生まれると思うのですね。それが野村委員がおっしゃった多様な学びというのは、そういう形で縦横組合せをたくさんつくっていくことで、子どもがある程度、いろいろな多様な特性を持つ子どもがそういうところでうまく学んでいけるようなことがあるといいなという、これはもう夢物語のようなものですけど。ただ、今このデータを見てみると、子どもたちの悲鳴が本当に聞こえてくるようで、コミュニケーション能力と友達と一緒にいるというのが、もう私もさっきからずっと頭から抜けないことなのですね。これを学校教育の中でどうやって子どもたちにきちんと味わってもらえるのかというのが、なかなか難しいとは思いますが、そういう認知能力を身につける部分の、いわゆる機能的な学びの部分と、それから非認知能力を身につけるような、少し情緒的な面も含めた意味での学びですよね、それをどう組み合わせるかというのがとてもこれから考える意味のあることかなという気がしました。ほとんど何も専門的な提案ができないのですが、ちょっとこのデータを見ていて、どうしても気持ちとして言わなければいけないような気がして申し上げました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、議案第55号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(16時09分 閉会)